

寄附金優遇措置について

当財団は、福岡県知事から特定公益増進法人の一つであります「公益財団法人」としての認定(認定日は平成 22 年 2 月 11 日、法人登記日は同年 5 月 18 日)を受けておりますので、当財団への寄附金には税法上の優遇措置が適用され、所得税、法人税等の控除が受けられます。

特定公益増進法人とは、公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与すると認定されたもので、同法人に対する個人又は法人の寄附は、以下に示すとおり税法上の優遇措置が与えられています。

1 個人の場合

個人の場合、年間(毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで)の寄附金額から 2,000 円を差し引いた金額につき、『所得控除』と『税額控除』いずれか有利な方を選択適用することで、その年の所得税が軽減されます。

(平成 22 年 12 月 16 日決定「平成 23 年度税制改正大綱」)

- ・『所得控除』を適用する場合

寄付金額 - 2,000 円 = 所得控除額

↑総所得金額等の 40%相当額が限度

- ・『税額控除』を適用する場合

(寄附金額 - 2,000 円) × 40% = 税額控除額

↑総所得金額等の 40%が限度

↑所得税額の 25%相当額が限度

また、全国一律ではありませんが、お住まいの地域によっては、個人住民税についても寄附金控除の措置が受けられます。控除される額の目安は、都道府県民税および市町村民税合わせて、寄附金額から 2,000 円を差し引いた金額の 10%相当額です(総所得金額等の合計額の 30%が限度)。

2 法人の場合

法人の場合、一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、特別損金算入限度額が認められています。

特別損金算入限度額 = (期末資本金等の額 × 0.375% + 当期所得金額 × 6.25%) × 1 / 2

※資本または出資を有しない法人の場合には、所得金額の 6.25%が特別損金算入限度額となります。

3 確定申告について

優遇措置を受けるためには、確定申告書に寄附金控除に関する一定の事項を記載する必要があります。詳細は税務署へお尋ね頂くか、お住まいの市町村へご確認ください。